

ちこり通信

発行：
獨協大学地域と子ども
リーガルサービスセンター

ごあいさつ

獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター長 徳永 光

ご挨拶が遅れましたが、昨年4月にセンター長を引き継ぎました(前任の野村は法科大学院の研究科長となり、会議三昧(?)の日々ようです)。センター立ち上げの中心メンバーであった前任者とは違って、私は子どもに関する研究をしたことがありません。センター長は教員が担当するという学内事情のため、引き継いだというのが実情です(といっても、センターのスタッフは、従来通りのベテラン揃いですので、日常業務にはまったく差し障りありません。その点は、どうぞご安心くださいませ)。すでに1年余を経過して、ようやくセンターの仕事内容が把握できてきたように思います。

センターは様々な活動をしていますが、その柱に相談業務があります。はじめはこの相談内容の多様さに戸惑いました。私が法律分野の人間だからでしょうか、ついつい物事を、一定のルールで判断できるように分類したり、一定の枠に当てはまるよう整形して眺めたいようになります。しかし、センターに持ち込まれるケースは、それぞれ個性的ですし、特定のルールで白黒つければ解決というものでもありません。さらには、支援の手がかりは、法律の中だけではなく、さまざまなところに存在していて、それをケース・バイ・ケースで発見・発掘していかなければなりません。相談スタッフには、個人の経験やアンテナの感度、独創性などが要求されることを最近強く感じています。本当は、このような素養こそ、法曹に不可欠な

ものかもしれません。法科大学院に付設された機関として、法科大学院生の教育にも、より深く関わっていただけると考えています。

東日本大震災をきっかけに、地域コミュニティの大切さが再認識されるようになりました。当センターも、コミュニティの一部として活用されるよう、これまでにまして努めていきたいと思えます。夏には、学童の子どもたちによる大学探検、小学生対象のワークショップ、獨協埼玉高校生と法科大学院生で行う模擬裁判等を企画しています。また、コミュニティ作りのお手伝いにもなるよう、年3回の「おやこ大学」や月1回「ちこりカフェ」を開いています。今後ともイベントへのご参加を、またご理解ご支援を賜りますよう、宜しくお願い致します。

末筆ながら、震災で被災された方々には、一日も早く、心穏やかに安心して過ごせる日が戻りますことをお祈り申し上げます。



新施設開所記念シンポジウム

子どもの居場所と自立を考える

～子どもへのリーガルサービスの観点から



センターは、2010年3月23日から新施設で仕事を始めました。移転先で落ち着く間もなく、3月27日に新しい施設のお披露目もかねて、シンポジウムを開催しました。テーマは、中高生の居場所と自立。センターが相談支援活動を行う中で、子どもにかかわるリソースで圧倒的に薄いのが、社会での自立を見据えた支援が必要な中高生世代。そんな問題意識から、「子どもの居場所と自立を考える」をテーマとしました。主催は、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターと併設の獨協地域と子ども法律事務所です。

子どもの「居場所」とは何か。子どもが「自立」とするとは一体どういうことか。そのために必要な条件とは。シンポジウムでは、様々な立場において日夜子どもに寄り添い活動されている方々からご講演、ご報告をいただき、子どもたちのより良い成長のために、私たちおとながなすべきこと、そしてこれからの課題について議論が交わされました。

子どもの「居場所」と「自立」とは

本シンポジウムで基調講演をいただいた芹沢俊介さんは「居場所」を「安心して安定的に自分が自分であってよい場所」

であり、それは子ども一人では獲得することができず、「受け止め手」とともに獲得するものであるといいます。ここでいう「受け止め手」とは、子どもを丸ごと受け止める存在で、芹沢さんはこういった「受け止め手」からの「受け止められ体験」を「愛情の体験」ともいうこと、この体験が「居場所」獲得のための最優先事項と位置づけました。

では、子どもの「自立」のためには何が必要なのか。それは、小さな子どもがひとりで遊びに没頭できるとき、子どもはその背後に親の存在を感じているように、「子どもは誰かと一緒のときに一人になれる」のであり、「受け止め手」の存在が不可欠であるということです。このような「受け止められ体験」が繰り返されることで、「受け止め手」が子どもの内側に入り込み、「自立」を可能にすると芹沢さんは指摘されました。

また、不登校の子どもたちを対象とした「フリースクールりんごの木」を運営している NPO 法人越谷らるごの増田良枝さんは、「自立する」とは「自分の人生を自分で歩いて行ける」ことだと述べました。

「受け止め手」が丸ごと受け止めてくれることで、子どもは「居場所」を獲得し、「受け止められ体験」の繰り返しにより「自

<記念講演> 「子どもの居場所・自立といまの社会」 芹沢俊介氏

<シンポジウム> 「子どもの居場所と自立を考える」

「少年事件と少年の自立」 岩本憲武氏（前埼玉弁護士会子ども権利委員会委員長）

「子どもの緊急避難場所シェルターと自立」

馬淵泰至氏（弁護士、社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事）

「居場所としてのフリースクールと子どもの支援」

増田良枝氏（NPO 法人越谷らるご理事長）

「中高生世代の家庭への支援」 川松亮氏（北児童相談所）

立」が可能となる。このことをおとなが十分に理解して、子どもたちが居場所を獲得するためにも、「自立」に向けて成長していくためにも、「受け止め手」として子どもと向き合うことが何よりも必要であるといえます。

自己肯定感の低い子どもとは

シンポジウムの講演・報告でキーワードとしてたびたび登場したのは、「子どもの自己肯定感の低さ」でした。

児童相談所の職員である川松亮さんは、自己肯定感の低い子どものことを「自分が大切な存在とは思えず、目標や展望が持てない子ども」と述べました。そして、自己肯定感の低さが生まれる原因として、子どもの周りに、おとなになることに希望を持つことができる良いモデルがおらず、むしろ子どもの存在を否定してしまうおとなが存在していることを挙げました。おとなから存在を否定された子どもは、自分が大切な存在とは思えず、未来への可能性の芽を自ら摘んでしまうといえます。

また、弁護士の岩本憲武さんは、少年事件を起こした子どもたちにかかわった経験から、子どもたち自身が「大切な存在である」ということを伝える必要性を強調しました。岩本さんがその必要性に気付いたのは、事件を起こした少年に被害者への手紙を書かせたときのことでした。そのときの少年は、自分自身を責めることは書くことができるものの、被害者がどんなダメージを受けたかについては想像が及んでいない様子であったといえます。岩本さんはその原因を、少年自身に親に大事にされてきたという実感がないことにあるのではないかと指摘しました。自分自身が大切にされてきた経験がないことで、被害者には被害者のことを大切に思う家族がいる、翻って、被害者が大切な存在である、ということに、実感として気付くことができないのです。

子どもの自己肯定感を高めるには

では、子どもたちの自己肯定感を高めるためにはどうしたら良いか。カリヨン子どもセンターの理事を務める弁護士の馬淵さんは、子どもたちには「遊び」や「楽しみ」が必要であるといえます。馬淵さんも、川松さんと同じく、子どもたちに意欲がなく、未来への展望が持てていないと感じており、その原因として、子どもたちに「遊び」や「楽しみ」がないことをあげました。人間は遊びを通して、人生の楽しさを知り、毎日を前向きに頑張っていこうという思いが芽生える、つまり、遊びを楽しむ中で、自尊感情や自己肯定感が育まれるといえます。こういった、遊びを十分に楽しむためには、やはり「居場所」が必要と指摘しました。

子どもたちに「居場所」があることが、子どもの自己肯定感を高め、人生を希望を持って生きることへつながる。また、親（おとな）から大事に育てられる「居場所」の獲得は、他者への思いやりの感情も育くむ。子どもの人生が希望に満ちあふれたものになるためにも、親（おとな）は重要な役割を担っていることが、シンポジウムを通じて確認されました。

子どものために必要な施設の拡充を

シンポジウムの報告では、多くの報告者から新たな形態の施設の必要性、そしてその設立の構想が報告されました。

馬淵弁護士は、「居場所をつくらないと子どもの人権の保障はできない」という思いから、カリヨン子どもセンターが設立され、子どものシェルターと、自立援助ホームを運営していますが、さらに、新しい施設の設立の構想があるとのこと。現状、高校に行かない（行けない）子どもたちは、児童養護施設を退所せざるを得ず、働いて自立しなければなりません。しかしながら、一般的に高校生ぐらいの年齢は、自立に向けた支援が必要な年齢です。そういった年

年齢の子どもたちが、ゆっくり休んで遊ぶ余裕を持ち、成長することができる家、そして彼らの情緒的な発達を見守ることができる家の設立を目指しているという報告がありました。

川松さんもまた、今後の課題として、学校にも行けず働くこともできない、精神的な問題を抱えた高校生世代の子どもたちへ向けた施設の拡充を訴えました。

また、増田良枝さんから新しい施設の設定を構想しているとの報告がありました。増田さんが理事長を務める NPO 法人越谷らるごが運営している「りんごの木」は、フリースクールとして活動していますが、その中で、教育のみならず、福祉、医療のはざまにいる子どもたちと、常に向き合うことを続けています。こうした経験から、さらに日常生活を子どもたちとともにする「自立援助ホーム」の設定を計画しているとのことでした。

子どものために必要なリソースとは

各報告者と芹沢さんを交えた討論では、それまでの報告を踏まえて、「居場所」に必要なリソースは何かについて、異なった立場からの意見交換が行われました。

まず、川松さんから職員不足についての問題提起がなされました。川松さんは、児童相談所でかわる子どもには、幼い頃に特定の大人との安定した愛着関係をしっかり形成できていないために、対人関係をつくるのが苦手な子どもが多いといえます。そのため、職員には「子どもの育て直し」として、大人との愛着関係の作り直しをすることが求められています。しかしながら、現実には、児童相談所には多くの多様な問題を抱えた子どもが訪れるため、人手が足りず、対応しきれていないとのことでした。そこで、子ども一人ひとりに応じた適切な援助の実現のために、資金、人的資源の拡充が必要と指摘します。

馬淵さんも、子どもの居場所を確保するためには、やはり、施設のために行政がしっかりと予算をつける必要性を指摘しました。資金、人的資源を十分に確保することで、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな援助をすることができる施設を増していくべきだと指摘しました。

これに対して、芹沢俊介さんは確かに資金や人的資源の充実が必要であるものの、それ以前の視点、つまり、リソースの根底には優れた養育のための「思想」があるべきであると指摘しました。その思想を芹沢さんは「養育論」とし、ここでその養育論の一例として、養護施設「光の子どもの家」を運営されてきた菅原哲男さんの養育概念「隣る人」を紹介しました。「光の子どもの家」での、職員の課題は「ひたすらそこに居続けること」、つまり「隣る人」となることであり、それが子どもに受け入れられる最低限の条件であると述べました。こういった「思想」が、「居場所」の根底にあるべきであり、資金、人的資源の不足を補うための援助を簡単に訴える現状には苦言を呈しました。

子どもたちの「居場所」をどう作っていくのか。それには、資金、人的資源の十分な確保が必要であることはもちろんのことですが、施設さえできれば何でもよいというわけではありません。さらには、芹沢さんの指摘する「居場所」を貫く「思想」も、支援の前提として必要不可欠です。

シンポジウムは、「思想」を持ち子どもと向き合うことのできるおとなが、子どもの「居場所」を作っていけるような、資金面や人材育成も含めた支援の仕組みが必要であることを、改めて確認する場となったと思います。

(文責 センター事務局)



2009 年度センターの 相談支援活動の概要



2009 年の獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターにおける相談支援活動の概要がまとまりました。新規相談受付件数は 104 件。前年度の 81 件と比較して約 1.3 倍となりました。前年度までの継続もありますので、年々対応する相談は増加してきています。継続ケースは、相談者との継続的な関係の中で問題・課題の解決・改善に向けて、支援を行っています。件数は増えても、相談支援には丁寧に取り組んでいきたいと考えています。

◇新規相談ケース

一般相談	90
コンサルテーション	14
計	104

◇新規相談ケース

前年度からの継続	21
09 年度新規	104
計	125

◇相談対象者の所在地

埼玉県内	85
埼玉県外	6
不明	13
計	104

埼玉県内からの相談が多く、新規相談のうち、28 件は他機関などからの紹介でした。紹介は、弁護士や法テラスからが 10 件、法テラス以外の公的な機関からが 12 件、6

件が NPO 等民間団体かでした。センターで受け付けた相談を他機関に紹介するケースもあり、相談に対する支援等の状況は、下記の表のとおりです。

◇新規相談者の支援等の状況

相談、助言で対応	64
センターによる関係機関等との調整などの支援実施	26
他機関・専門職への紹介・移管	14
計	104

【支援の詳細】

関係機関との連携・調整 13 件
センター専門相談で一部対応 3 件
獨協地域と子ども法律事務所と連携対応 9 件

件

臨床心理士が一部対応 1 件

【紹介・移管の詳細】

獨協地域と子ども法律事務所に移行 10 件
臨床心理士に移行 2 件
他機関に移行 2 件

相談内容には、法的問題ではあるものの、それ以外の家庭や子どもとの関係の問題・課題があるものも少なくありません。そうしたケースでは、併設の法律事務所との連携を図って法的領域の問題解決を進め、一方で相談者との継続的な関係の中で、問題・課題の解決・改善のための支援をセンターが包括的に行っています。また、紛争やトラブルとなっているケースでは、法的紛争になっていない場合、併設法律事務所と法的問題にかかる部分を相談しつつ、センターが関係調整を行いながら、問題の解決・改善を行っています。法律事務所との連携ケースは、徐々に増えてきています。

また、各自治体の相談機関、地域の NPO からの紹介ケースも増え、中には支援・見守りを協力して実施するなど、地域との連携も進んできています。

◇新規相談内容の内訳

家族関係、親子関係の問題	15
--------------	----

学校等の対応の問題	13
虐待・養育困難家庭	12
子育て不安	10
法的支援・助言	10
子どもの心理面の不安	7
補償・賠償	7
学校での子ども同士の人間関係の問題	6
養育・親権の問題	5
発達障害	5
いじめ	5
不登校・引きこもり	3
非行	3
その他	3

- ❖ 「家族関係、親子関係の問題」は、養育・親権に関する問題以外の親子・家族関係にかかわる問題
- ❖ 「子育ての不安」には、就学後の子どもの言動にかかわる課題に対する関わりの問題などを含む
- ❖ 「補償・賠償」は、補償・賠償が求められている、求めたいというもの
- ❖ 「子どもの心理面の不安」は、子どもの身体症状が主に心理面での問題ではないかというもの
- ❖ なお、相談ケースには複数の要素が含まれているものが多いため、主な相談内容と考えられるものにより分類

センター開設当初は、学校にかかわる相談の多い傾向にありましたが、昨年度からは家庭にかかわる問題の相談が多い傾向にあります。相談の内容としては、家庭での問題が主訴であっても、子どもや親自身の日常の「環境」全般に渡って問題・課題や行き詰まりがある見られるものも少なくありません。その「環境」の中には、学校での子どもの問題が含まれていることもあります。とりわけ、小学校中学年頃の子どもの集団の中での問題・課題が見られます。

当初相談の主訴は、その時表出している現象面から寄せられるので、相談者の話に耳を傾ける中で、そして相談者との関係が築かれていく中で、子どもや家族の課題を理解していくこととなります。子どもや親と向き合うと同時に、子どもや家庭がさま

ざまな「環境」の中にあることを意識しながら相談支援を行う必要性を再確認させられます。

また、センターでは、相談の一部を専門職、専門機関につなげ、専門的知見を踏まえた子どもや親の関係機関との調整を行うなど、必要とされる限り相談支援を行っています。なお、困難なケースは専門家によるスーパーバイズを行い、対応や方針の検討を行っています。

◇相談対応の状況

電話対応	662
メールでの対応	89
面談	132
家庭訪問	13
対面での調整	11
対面での連携	27
その他	7
計	941

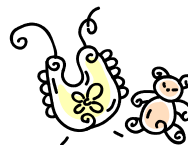
相談ケースのうち、電話や面談での1回ないし数回の相談で終結するものがある一方で、長期にわたり継続的に相談支援を行っているケースがあります。そのため、相談件数に対し、実際に相談支援を行うための対応は電話を中心に年々増加しています。中でも面談は増加しており、家庭訪問も同様の傾向にあります。面談では、親だけ、あるいは親子で来所して別々の面談、センターの外での面談を行うこともあります。

2009年度は緊急対応として、公的機関の支援の仕組みが使えないケースで、例外的ではありますが一時的な居場所の確保などを行うなど、当初の想定を越えて相談支援を行うものも出てきています。どう対応するか、公的支援の受けにくい個別性の高い相談に対し、どこまで対応できるのかなど新たな課題も見えてきました。

2010年度に継続となったのは30件で、引き続き向き合っていきたいと思えます。

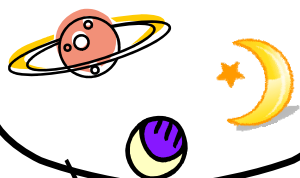
なないろひろば

「子どもに関わる社会問題」



現在最も深刻な問題は、わが国が本格的な少子高齢社会を迎え、少ない働き手で社会福祉を支えていくという、社会構造の現実と直面していることではないでしょうか。子どもを安心して生み・育てていくために、子育て環境の整備が課題となっています。子どもを産みたいと思う女性が、仕事か子育てかの選択をせざるを得ない保育所の待機児童問題、男性が子育てに関わりたくても、育児休業等利用しづらい制度や職場の雰囲気など、改善すべきところは山積しています。これらの社会状況は、子どもを生み・育てることをためらう要因となり、子育て世代を悩ませていると考えられます。では、対策が整い施行されるまでの間、この難問とどのように向き合っていけばいいのでしょうか。

- 孤独な育児にならないように、親子で利用できる場所をリサーチしておく。
 - 休日や有給を上手く利用し、主な養育者の子育て負担の軽減を図る。
 - 悩みや不安は、早めに相談する。(子育ての先輩・役所・医師・保健センター等)
- また養育者だけでなく、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えていこうという、国民ひとりひとりの意識も大きな力となりますね。ほんのちょっと時代をさかのぼってみてみると、地域で子育てをしていた頃があり、そこにヒントがありそうな気がします。昔も今も『子どもは宝』に変わりはありません。子どもの健やかな成長を支え見守っていくことが、社会全体の発展につながるといえそうです。



絵本紹介

『4 こうねんのぼく』

ひぐちともこ さく・え
そうえん社

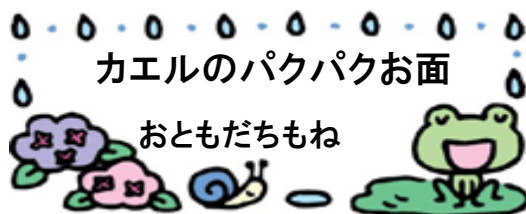
あらすじ

「ぼく、おおきなったら、はかせになるねん。けっしんしてん。」
博士になって、ロケットにのって、4光年先の星から見たい景色とは...。母への想いが胸にじいーんと響きます。父と兄弟を応援したくなるお話です。



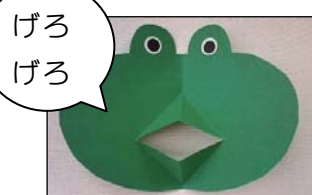
ひとくち
関西弁の使い手にぜひ
読んでほしい一冊です。

ぽっちさんの季節の工作



カエルのパクパクお面

材料：好きな色の画用紙・はさみ・のり
作り方：画用紙を半分におり、山折りのところに真ん中よりずらして切り込みをいれる。切ったところを三角に折り、折り目をつける。開いたら口になるように折る。りんかくを作り目玉シールを貼って完成！



気になる！ニュース

センター事務局が気になる最近のニュースをピックアップ



国連子どもの権利委員会 日本政府第3回報告に対する総括所見

2010年6月に、国連子どもの権利委員会が、日本政府による子どもの権利条約第3回報告に対する総括所見を採択した。

第2回総括所見から引き続き、子どもの権利保障の基盤整備を求める内容となっている。とりわけ、包括的な子どもの権利法制が勧告され、条約のすべての分野を網羅し子どもの権利を基盤とした包括的な国家計画の不在への懸念が表明されている。また、子どもの意見の尊重に対する懸念が表明され、学校やその他の子ども施設、家庭、地域社会、裁判所、行政機関などあらゆる場面で、子どもに影響を及ぼす事柄に関して意見を表明する子どもの権利の強化が勧告された。条約の実施を国レベルで関しする独立の機構が存在しないことへの懸念も表明されている。

家庭環境に関しても、親子関係の悪化に伴う子どもの情緒的、心理的福祉に否定的な影響が生じ、子どもの施設措置という結果さえ生じていることに懸念が表明され、家族を支援しかつ強化するための措置の導入が勧告された。また、親のケアを受けていない子どもに対して、家族を基盤とした代替的養護に関する政策が存在しないこと、家族から引き離されて養護の対象となる子どもが増えていること、養護の水準が不十分であることなどへの懸念が表明され、これらに対する具体的な勧告がなされた。

メンタルヘルスとしてはADHDの相談が増えていることに留意が示され、主として薬物によって治療されるべき生理的障害とみなされていること、社会的決定要因が

正当に考慮されていないことへの懸念が表明された。そして、この分野の調査研究が、製薬産業とは独立して実施されることを確保するよう勧告がなされている。

少年司法の運営に関して、刑事責任年齢の16歳から14歳への引き下げによる教育的措置がとられる可能性が低くなること、16歳以上の重罪を犯した子どもが刑事裁判所に送致される可能性があること、審判前拘留期間の延長、裁判員制度が少年審判で子どもを処遇することの障害となっていることなどが指摘されている。

その他、さまざまな事項についての総括所見が示されている。全文の日本語訳は以下で見ることができる。

政府報告書に対する最終見解（外務省）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_bb01_kenkai.pdf
子どもの権利委員会総括所見
<http://www26.atwiki.jp/childrights/>

児童虐待に伴う親権制度の見直し

子どもの虐待がある場合の親権制限について検討していた法務省法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会が、「児童虐待防止のための真剣にかかる制度の見直しに関する要綱」をまとめ、それに基づきこの通常国会で民法改正案が提出されている。

父母による子どもの虐待、ネグレクトその他親権の行使が著しく困難又は不適當であることで子どもの利益を著しく害する場合には、2年を超えない範囲で家庭裁判所が親権停止を行うことができるようになる。

http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_jidougyakutai.html

いろんな活動をしていました！



夏休み恒例 大学たんけん！

2008年度から行っている、夏休み中の大学施設を利用した大学たんけん。毎年、草加市内の学童の子どもたちが大学にやってきます。今年は5箇所の学童が来てくれました。グループに分かれて大学の中の施設10数箇所から5箇所を選び探検。学生でも入ったことがない施設が多く、毎年ボランティアで手伝ってくれる学生からも、初めて入った！という声も。探検中にいろんな写真をとってきてもらい、みんなで鑑賞。その後、学食で昼食を食べて探検は終了です。例年好評で、次年度も要望があれば実施予定です。



図書館は例年人気→

←できたばかりの東棟の3階には庭が！野菜がいろいろ



法廷教室。裁判ごっこが始まります →

←500人収容の大講堂。例外なくみんな入った途端走ります



夏休み子どもワークショップ 子どもにやさしいまちのニュース番組をつくろう

開設以来、夏休みに毎年実施している子どもワークショップ。今年は、「子どもにやさしいまちのニュース番組をつくろう」をテーマに行いました。2日間のワークショップに小学生11名が参加してくれました。もはや常連で2007年度以来皆勤賞の子もいたり、ずっと参加していたけど中学生になって、部活が終わった後に遊びに来てくれた子がいたり、初めての参加の子がいたり、にぎやかにニュース番組作りに取り組みました。

ニュース番組の中身をみんなで話し合う中で、「市長に話が聞きたい！」ということになり、運が良いのか悪いのか、たまたま取材に来ていた草加市の広報担当者に急きょお願いをしてインタビュー時間の調整をお願いしたりと、筋書きのないドラマが展開されました。当初、取材班と大道具班に分かれていましたが、大道具班は最終的にはお天気予報班となり、最後は大学

のスタジオで収録。5分あまりのニュース番組ができました。映像は初の試みで、運営側も試行錯誤でしたが、良い作品ができました。



左上から、①名刺交換練習中、②天気予報の内容の相談中、③ニュース番組の構成についてみんなで会議、④天気予報収録準備中、⑤ニュースの収録リハーサル中

子育て支援講座を開催しました

草加市と共催で、4回連続の子育て支援講座を開催しました。2009年度に「子どもと家族の相談スタッフ養成講座」を草加市と共催で行ったのに続いて、2回めの共催講座です。昨年度は、子どもと家族の問題について幅広く学ぶ機会として全12回の構成でしたが、今年度は、乳幼児期から小1までの子どもの発達について2回に分けて学び、地域で子育て支援の実践について、ついで親支援・家庭支援の考え方について学びました。

- 10月26日(火) 子どものこころの成長を知ろう(1) 名尾典子さん(文教大学講師)
11月12日(金) 子どものこころの成長を知ろう(2) 名尾典子さん(文教大学講師)
11月24日(水) 今の子育て—子育て支援の現場から
松田妙子さん(NPO法人せたがや子育てネット代表)
12月8日(水) 子どもの育ちを支える親支援のファシリテーション
高橋陽子さん(社会福祉士、社団法人家庭養護促進協会神戸事務所)

獨協大学雄飛祭企画 なないろひろば

大学の学園祭「雄飛祭」で、「なないろひろば」を例年行っています。今年はセンターが大学キャンパス外に移転してしまい、学内での拠点がありませんでしたが、旧センター施設がまだ利用でき、例年と同じ場所での実施となりました。

模擬店など子どもも楽しみなものが学園祭にはたくさんありますが、子どもが遊べる場所は意外に少ないもの。例年、子どもたちが手づくり工作を楽しめるよう、折り紙、ヘアアクセサリー、まつぼっくりやどんぐりを作った工作など、いろいろなものを用意し、たくさん子どもと一緒におとなにも楽しんでもらっています。また、「なないろひろば」開催中は、授乳・おむつ交換スペースの提供も行いました。

センター事務局だより

- 常勤スタッフが1名増えます。まだまだ研修中ですが、そう遠くないうちに、頼れるスタッフとして成長してくれそうです。どうぞ宜しくお願い申し上げます。節電の夏には少々厳しい天候になりそうですね。くれぐれも体調には気をつけてお過ごし下さい。(T)
- センターは道路に面した一面が「窓」。方角もよいので日当たり抜群。本当は喜ぶべき環境ですが、夏の暑い時期は温室状態になります。施設自体は新しいので、気密性も高く、窓も薄いくもりガラスなので、外気も日光も直接入ってきます。しかし、この夏はとにかく「節電」となると、どうこの季節をやり過ごすのか考えてしまいます。差し当たり、冷房効率を考えてサーキュレーターを導入してみました。でも、もっと工夫をしないと危険な気も…。今年はおちこちでどう暑さを乗り切るかが、ちょっとした時節あいさつになりそうですね。(M)

【編集・発行】

獨協大学地域と子ども
リーガルサービスセンター

〒340-0041
埼玉県草加市松原 1-1-10
TEL.048-946-1781
FAX.048-946-1782
E-Mail kodomolc@dokkyo.ac.jp
URL <http://www2.dokkyo.ac.jp/~kodomolegal/>

電話相談(月～金 10時～18時)

TEL.048-946-1771

※獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターは、獨協大学法科大学院に付置された子どもに関する相談・権利救済機関です。